

証拠収集手続の拡充等を中心とした
民事訴訟法制の見直しのための研究会
(第34回)

日時 令和7年11月19日(水)18:15～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
*オンライン併用にて開催

○座長 それでは定刻ですので、本日の研究会を開会いたします。本日もご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は取りまとめ案の概要について議論していきたいと思っております。それでは、まず法務省から配布資料 34 の全体についてご説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明いたします。資料の 34 では、本研究会の取りまとめに向け、まずは報告書取りまとめ案の本文部分について記載しています。第 1「総論」は、今後追記することを予定していますので、今回は第 2 から第 8 までのこれまでのご議論を基にした案について、その全体の構成として適切なものであるか、前回までの議論を踏まえ新たに規律の見直しの方向性等について提示した部分、【P】を付けた部分ですが、これについてご議論いただきたいと思いますと考えています。

これから各項目について、取りまとめの内容を口頭で補足させていただきます。まず、第 2「訴えの提起前における証拠収集の処分」についてです。本研究会では、訴え提起前の証拠収集の処分について、現状はあまり利用されていないという共通認識の下、予告通知の要否、予告通知後の申立期間などの要件を緩和するといった見直しの要否について議論がされました。研究会の議論では、予告通知自体を不要とすることについては、現行の訴え提起前の証拠収集処分の制度趣旨や、民事調停等の他の制度との整合性の観点などから容易ではない旨が指摘され、また、予告通知に新たな意義を付与する可能性についても議論がされましたが、その具体的内容が示されるまでには至りませんでした。他方で、予告通知後の申立期間については、要件が緩和された場合に制度が利用しやすくなる可能性が指摘されましたが、実例があまりないこともあり、申立期間をどれくらい延ばすと制度が利用しやすくなる、というようなモデル化をすることが難しいことも指摘されました。

そこで、本研究会の取りまとめ案においては、訴え提起前の証拠収集処分について、要件を緩和するとした場合の具体的内容を示すまでには至らなかったものの、予告通知後の申立期間を緩和するといった点については、今後、案が具体化する余地もあると考えられ、制度見直しの要否及びその具体的内容について、引き続き検討することを提案しています。

第 3「訴訟係属前における被告に関する情報取得の手続」についてです。訴訟係属前における被告に関する情報取得の手続については、資料 34 の案では基本的に第 32 回研究会における資料 32 記載の案を提示しています。従前の議論を踏まえた変更点として、第 32 回研究会において、本文 1(2)の規律について、「当事者間の衡平を図るために必要がある」との要件の判断に当たり、原告が主張する権利が存在する蓋然性の程度がどれくらいか、被告等の特定に至らない経緯に関して被告に背信性があるといえるかなどを考慮する旨を分かりやすく表現する必要があるといった指摘がありました。

そこで、「権利が存在する蓋然性の程度や被告の特定に至らない経緯等」を考慮して判断する旨を本文の規律に加えておりますが、具体的な表現ぶりについては更に議論が必要であるとも考えられます。

また、第 32 回研究会では、被告等に対し、不服申立ての機会を確保し又は秘匿決定を

申し立てる契機となる通知をするなど、何かしらの手続保障の仕組みを組み込む必要性について指摘がありました。これを踏まえ、更に議論が必要であることを明示する趣旨で【P】を付した上で(3)を追記しています。

まず甲案は、申立てを認容する決定がされたときに被告等に通知しなければならないこととするとともに、通知から一定の期間が経過するまでの間は調査結果の報告書等の閲覧等を制限することで、被告等に、その氏名や住所等の情報に関する秘匿の申出を行う機会を設けるものです。調査嘱託に対する回答により被告等の住所等が判明後、調査実施の決定があった旨の通知とともに、訴状等を送達することを想定しております。

次に乙案は、被告等に申立てを認容する決定に対する不服申立てを認めるものです。調査を嘱託する旨の決定があったときは、裁判所はその調査嘱託を実施し、調査嘱託に対する回答により被告等の住所等が判明後、被告等に対して、調査嘱託の申立てを認容した決定を送達しなければならないこととし、被告等は当該調査嘱託の申立てを認容する決定に対して即時抗告することができるものとしています。被告等の即時抗告には執行停止の効力があるものとし、即時抗告の結論が出るまでは、訴状の送達等を行うことができないことを想定しています。また、即時抗告により調査嘱託の申立てを認容する決定が取り消された場合には、調査嘱託の結果の報告が記載された書面等を、訴状の送達や被告等の特定に利用することができない旨の規定を設けることが考えられます。

第4「訴え提起後の当事者間における情報取得」についてです。訴え提起後の当事者間における情報取得については、資料34の案では、第31回研究会において資料31で示された案を甲案、参考資料11で示された弁護士委員ご提案の案を乙案として記載しています。

また、これまで本研究会において、文書自体の開示を命じることの正当化根拠や裁判所の関与の在り方、要件の明確性などについて問題提起がされており、これらを含む従前の議論を踏まえた新たな案として、丙案を提示しています。丙案では、勝訴の見込みがないとはいえないことや、主張・立証を準備するために必要であることに加え、相手方に文書提出義務を生じさせることを正当化するに足りる一定の事由がある場合には、文書自体の開示を命じることとしています。なお、資料34の案では、一定の事由の具体的内容は示さず、注において、そのような事由を定めるに当たり、考え得る観点を示すにとどめています。なお、甲案、乙案、丙案の一部を組み合わせる考え方もあり得るところであり、第4の2行目から3行目ではその旨を明記しています。

第5「調査の嘱託」についてです。本研究会では、調査嘱託の制度について、その機能を強化するために、嘱託を受けた団体が負う回答義務を明記することなどが議論されました。しかしながら、個別の事件における調査事項は様々であり、また、嘱託を受ける団体等が保有する情報や団体が負っている他の義務の内容にも様々なものがあると考えられることから、その内容にかかわらず一律に調査に回答する義務を優先させるべき場面を明確にすることは困難であるとも考えられ、調査嘱託の規律については、維持することを提案

しています。

第 6「文書提出命令」についてです。文書提出命令については、資料 34 の案では、第 31 回研究会の資料 31 記載の案を甲案として提示するとともに、弁護士の委員からご提案があった案を乙案として提示しています。なお、従前の議論では、本文(1)イの私生活上の事実を記載した文書について、「特別の事情」の存否の判断に係る比較衡量の対象としないとする考え方についても御意見があったところであり、この点を今後補足説明に記載することも含め、ご議論いただきたいと思います。

また、本文には記載しておりませんが、本文(1)イの私生活上の事実を記載した文書を挙げることとの関係で、プライバシーの保護という同様の観点から、証言拒絶事由(民事訴訟法第 196 条)としても定めることが考えられるといった意見があり、これについても、補足説明等で取り上げることとし、引き続き検討する必要があるものと考えております。

第 7「専門家その他の第三者の知見の収集」についてです。専門委員の規律については、第 27 回研究会等において議論がされてきましたが、その議論を踏まえても、現行の規律を変更する必要性が明らかではなく、むしろ現行の規律を変更することに否定的な意見も多かったことも踏まえ、現行の規律を維持する案を提示しています。

なお、最終的な取りまとめの本文部分には、具体的な提案をするもののみを記載し、第 5 及び第 7 の 1 のように、現行の規律を維持することとする場合には、本文部分には記載しないこともあり得ると考えられます。

「第三者の知見を収集する制度」については、資料 34 の案では、基本的に第 32 回研究会における資料 32 記載の案を提示していますが、資料 32 記載の補足説明における記載を踏まえ、(3)において、(1)の広く一般に第三者に知見に基づく見解を述べることを求める裁判所の決定に対して、相手方当事者は不服を申し立てることができることとし、(1)の申立てを却下する決定に対しては独立に不服を申し立てることはできないこととする案を提示しています。

第 8「当事者等の秘密の保護」についてです。当事者等の秘密の保護については、資料 34 の案では、基本的には第 33 回研究会における資料 33 記載の案を記載していますが、変更点としては、1 点目として、保護の対象となる情報の内容について、本文柱書に記載すると分かりにくいため、保護の対象となる情報ごとに、ア、イなどと記載するなど、書き方を改めています。

また、変更点の 2 点目は、注として、保護の対象となる情報として、私生活についての重大な秘密、営業秘密に加え他に対象とすべき事由があるかについては引き続き検討することが考えられる旨を付記しています。今回の配布資料全体についての説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。内容についてもご説明をいただきました。今回は取りまとめ案の全体像が提示されています。まず、本日は前半部分で全体について、取り分けこれまでの議論を踏まえた全体の構成あるいは内容として適切であるか、更に追記すべき点がないかなどについて、ご議論いただければと思います。

そして、本日の後半部分で【P】、ペンディングとしてお示しいただいています部分、すなわち、今回新たに規律の見直しの方向性等について記述されている部分について、ご意見をいただければと思っています。

それでは、今申しましたように、まず全体のうち【P】、ペンディング以外の部分について、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 最初にナীবというか、世間知らずな質問をすることになります。引き続き検討することとしてはどうかというところが幾つか出てきますが、これは引き続き検討することとしてはどうかというように、この研究会の報告書をまとめる、そういう趣旨と理解しているのかどうか、そして、その場所として引き続き検討するところが想定されているのかどうか、これらについて、既に先生方には共通認識があるのかもしれませんが、教えていただければと思います。法務省への質問です。

○法務省 ご質問ありがとうございます。引き続き検討することとしてはどうかという内容を、この研究会の報告書に記載するという趣旨で案を記載しています。研究会としては、引き続き検討することとしてはどうかということを、最後に取りまとめで提言したことを受けて、今後の立法などについてどのような形でそれを議論していくかということについて、ちょっと現段階で何か確定的なところを申し上げられるわけではないものですが、法務省としてどのような形でそれを受け止めていくかということについて、更に検討していきたいというところです。

○委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○座長 そのほかいかがでしょうか。

○委員 第6の「文書提出命令」の構成なのですが、乙案を我々弁護士委員の案ということで取りまとめていただいて、これは有り難いのですが、この中身については以前、刑事関係文書の除外事由からの削除についても、参考資料を提出して説明する機会も与えていただいています。この乙案に刑事関係文書の除外事由からの削除も追記いただきたいと考えています。

○座長 ご意見をいただきました。そのほかは。

○委員 ありがとうございます。第2の「訴えの提起前における証拠収集の処分」の項です。これ自体ということではないのですが、訴え提起前の当事者照会についても、期間の点など問題があったと思いますので、これについても書き加えていただきたいと思います。お願いいたします。

○座長 ご意見を更にいただきました。ほかはいかがですか。

○委員 よろしいでしょうか。【P】の前ですので、今日の前半の話かと思います。実際には【P】の所に書いてあるのですが、この新しい制度、調査嘱託と注の1では名付けられていまして、そのような整理になるのか、それとも新しい制度なのか、実益のある議論が分かりませんが、もう少しこの辺りを補足ないし説明いただけるのかどうか。よろしくお願いいたします。

○法務省 第3の記載としては、この第3のタイトルに「被告に関する情報取得の手続」と書かせていただいたように、新しい手続とすることを想定しています。その中で調査を囑託するという仕組みであることから、調査囑託という言葉を使っているところもありますが、現行の証拠調べとしての調査囑託そのものではないという前提です。

○委員 今日、そこまでの議論はできませんが、従前からの調査囑託がこの改正があっても使えるのかどうかというところで多少関わってくると思いますので質問しました。

○座長 既にある調査囑託との関係というのは、整理が必要であるとは思いますが。

○委員 今日の前半では積み残した議論も大丈夫なのでしょうか。具体的には文書提出命令の甲案のイなのですが、これについての議論は前半になりますか。

○座長 前半でよろしいかと。

○委員 手短に申し上げますと、閲覧制限が掛かります文書については、表現上ですが、これよりも狭い形になっていると思いますので、ここで文書提出命令によって取得する分のほうが制限が広いとなると、考え方を整理しないといけないと思います。それについての法務省のお考えをお聞かせいただければと思います。

○法務省 第6文書提出命令の1の(1)の甲案のイについて、閲覧制限の場合の私生活上の秘密の要件と異なっているという部分についてのご指摘だと思います。両者の関係については内容的なものとして議論が必要だと思いますが、文書提出命令の部分については甲案のイでこのような記載にしているというのは、判例の表現や、また典型的にこの文書提出命令の対象とならない文書として、その範囲については議論があるかもしれませんが、日記などが挙げられるということがあると思います。そういったことを踏まえて、このイの部分ではこのように記載しているということです。

○委員 先ほど口頭のご説明の中で、これに対しては特別の事情の例外を認めないような考え方もあるとお伺いしました。そういう意見はあると思いますが、そうだとするとなおさら、このイの表現ぶりだと出てくる証拠が狭すぎるというように思いますので、今後の課題ですが、そのように発言をさせていただきたいと思います。

○座長 ありがとうございます。除外事由が広すぎるというご意見はご意見として、ただ、その前におっしゃった閲覧制限とずれているというのは、現在でもある意味ではそうですね。いずれにしてもこの記載が適切かどうかということは、検討の対象ということかと思えます。

○委員 今、委員がおっしゃった資料7ページの辺りの文言の作り方なのですが、先ほどお話があったかもしれないのですが、ア、イ、ウは例示ではないというか、要するに本文のほうに看過し難い不利益が生ずるおそれがあるものということが書いてあるのですが、このイやウに当たると、看過し難い不利益が生ずるおそれがあるものに当たらなくても除外される、そういう趣旨の文章と理解してよろしいのでしょうか。これも質問です。

○法務省 今、委員からご指摘いただいたことについては、この本文の記載が「アないしウのいずれかに該当するものその他その提出により」となっていて、「その他のその提出

により」という例示の文言とは違っており、「その他」でつながっていますので、「その他」の前にある字句と「その他」の後にある字句とが並列の関係にあるものとして、列挙するというような形になっている、こういうご指摘かと思います。

○委員　そうです。「その他」は「及び」のような意味で、「その他の」ではないという意味で聞いています。

○法務省　資料の記載はそのようになっていまして、アないしウに該当すれば、この要件を満たすというような記載ぶりになっています。その例示として書くか、それとも並列の関係にあるものとして列挙として書くかということによって、生じる違いや、そこについてどう考えるかというところは、更に内容にわたる議論だと思いますので、そこについてはご意見を頂ければとは思いますが、ここでは列挙するという形になっています。

○委員　分かりました。それを前提にまた考えます。ありがとうございます。

○座長　いわゆる法制執務的には、そういう表現になっていると。

○委員　念のためにお聞きするのですが、ア、イ、ウに当たれば、典型的に看過し難い不利益が生じるおそれがあるものに当たるという前提での記載でしょうか。

○法務省　おおまかにいうとそういう前提で、例示として書くのか、並列の関係にあるものとして列挙として書くかについては、今回は研究会の取りまとめということですので、その実質的な部分を最終的に皆様方にご議論いただいて、最終的にそれをどう表現するかということについて、紛れが生じ得るような場合には補足説明や注記で明確にしておく。必ずしもこれぴったりの条文を、出来上がったような形で取りまとめ文書を厳密に作るというところまでには至っていない部分もありますので、不明確にならないように説明を加えたほうがよろしいかと思います。

○座長　内容についてご議論いただければということですが、今の書き方だとア、イ、ウに当たれば、あとは括弧書きの問題が残ると。ほかはよろしいでしょうか。

○委員　ありがとうございます。実質的な異論はないのですが、第6の(1)と(2)の甲案、乙案が一番典型的かと思いますが、甲案が何となく研究会で事務局から提示されて議論された形跡があるようなもので、乙案が弁護士会からご提案いただいているようなものを反映したものという並びになっている箇所が何箇所かあって、それが両論併記されるということには全く異存がないのですが、経緯を知らない人が見たときに、甲と乙というものが同じ問題に対して同次元で並んでいる考え方なのかということが、ちょっとよく分からない印象を受けるようなところが、特にこの文書提出命令の所はあるかなと思います。

例えば4号のニを残すという提案と、なくすという提案が並ぶというのは分かるのですが、削除したときに新たにイ、ウが必要となるという認識というのは、従来の4号のニがそのイ、ウをカバーしていたということが必ずしも共通了解として成り立っているのかということなどを考えると、何でそういう話が急にここにくるのだろうという疑問が湧いてくるような感じもしなくもない気がします。どういう文脈で、この両案が並んでいるのかというようなことが、もう少し補足説明を厚くするなどいろいろな手段があるのかなとい

う気もしますが、単純にある問題に対して、甲案、乙案という考え方があるという、そういう単純な整理としてこれを読んだときには、何でこれとこれと並ぶのという印象を与えるようなところが若干あるかなという気がします。その辺りご配慮を頂いたほうがよろしいのではないかと、感想的なところにとどまりますが、ちょっとそれを申し上げようかと思いました。以上です。

○座長 ありがとうございます。何かありますか。

○法務省 ご指摘ありがとうございます。補足説明で補足するなり、本文の記載を工夫する余地があるかなども含めて、頂いたご指摘について更に検討したいと思います。ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。先ほどの御説明で第4の辺りなどでも、甲案、乙案、丙案が、何というか、単純な列挙という関係にはなっていないということは、あったかと思えます。どう整理し、どう補足で説明するかということは、なおご検討いただけるかと思えます。

○座長 【P】のペンディング以外の部分については。

○委員 先ほど若干話題になった第6の「文書提出命令」の甲案に関してなのですが、「その他」というものが現在、列挙の形に書かれているということは、そうなっています、ここは3段階になっているとか、多分、アからウに当たるかどうかということがあって、そのほかにもその提出により個人の私生活上の平穩が害され又は個人若しくは団体の自由な意思形成が阻害されるということもあって、最終的にはその文書の所持者に看過し難い不利益を生じるおそれがある。こういう形になっているのですが、第1段階と第2段階と申しますか、ア、イ、ウの内容と個人の私生活上の平穩や団体の自由な意思形成の阻害というのは、特にイとウがかなり重なりが大きい感じになっていて、アだけが少し性質が違うかなという感じもするのですが、そのときにこのア、イ、ウを並列に並べて、その対価のものと列挙した上で、それら全体が看過し難い不利益の一種の例示になっている。そういう構成になっていて、ちょっと一見してどういう規律になっているのかというのがやや分かりにくいとか、伝わりにくい文章になっているような感じもするのですが、何かここをもう少しすっきりと書く方法があるのであれば、そうしたほうが読みやすくなるのかなという印象を少し持ちました。

それで、「その他」なのか、「その他の」なのかというのは、列挙なのか、例示なのかということで異なってくるということにはなると思いますが、一般的には例示の場合に例に該当することで要件を満たすという理解になっているのか、例示の場合はそうではないのですかね。この「その他の」になったら、そのア、イ、ウの該当性とは別に、「その他の」がどこに掛かるのかということがあるかもしれませんが、私生活上の平穩や団体の自由な意思形成というものの2段階チェックすることという話なのか、例示であっても例に当たる以上はこれは該当するものなので、そのことを明らかにするために例示しているわけであって、それは実質は変わらないということなのか、ちょっとその辺り、これは法制

執務の話ということになるのかもしれませんが、ちょっとよく分からない感じもしたのですが、そこはどういうことなのでしょう。

○法務省 法制執務の一般的なルールとして、「その他何々」というものと、「その他の何々」というもので、「その他の」の場合は例示だということぐらいまでは固まっているところかと思いますが、それぞれの法令が適用される場面で、どう解釈するかというのには個別性もあるとも思われます。最終的にどういう意図でこの取りまとめ文書を作成するのかというところを明らかにしていただいた上で、必要があれば注や補足説明を付けると。その上で更に「その他」がいいのか、「その他の」がいいのかというのは、その内容に近いほうの表現を使うというところも重要な点だと思います。

○委員 分かりました。基本的には、ここは従来判例を条文の形に表現をするということとを心掛けるという趣旨の提案だと思いますので、そういう意味では判例上、個人の私生活上の平穩を害される、団体の自由な意思形成が阻害されるということが看過し難い不利益として認められているという前提で、その中でこのアがちょっと分からないところがありますが、イとウについては正に内容的には例示的な感じがしますが、しかしこれに該当していれば判例のような看過し難い不利益に当たると、こう言えるものを抽出しているという趣旨だと考えると、列挙というか、要するにこれに該当していればそれで一旦、括弧書きの話を除けば、文書提出義務が認められると、こういう提案としてここに記載されていて、それはこの提案の趣旨からすれば整合的というか、そういうことになるのだろうと考えました。

アの位置付けというのは、イ、ウとこういう形で並列に並べるのがいいのか、あるいはその他一般的に看過し難い不利益が生じるおそれのあるものというのを、この柱書きで受けて列挙の所に何かエのような形でその他を入れる方法もあるのかもしれませんが、その辺りの表現の仕方はいろいろ幾つか考えられそうですので、補足説明等で十分に説明いただければいいのかもしれないのですが、「その他」というものと「など」というものと 2 段階になっているところで読み方が一見して少し難しいところがあるかなと思いましたので、何かいい方法があれば検討いただければと思います。以上です。

○座長 ありがとうございます。内容についてとともに、書き方も分かりにくいことは分かりにくいので、ご検討いただけるものと思います。この辺りでよろしいですか。

それでは、先に進ませていただいて、今度は【P】の部分です。まず、資料 2 ページに【P】があります。前回、少し議論になったところですが、被告等の手続保障等の仕組みの箇所ですが、ここについては何かご意見等はありませんか。

○委員 甲案と乙案が並んでいて、これはもちろん更に検討するという話なのかもしれませんが、感想としては即時抗告まで認めるのは重すぎるなど、時間も掛かるしという感想は持ちました。

あと、質問ですが、資料 2 ページの注 4 で「ア、イの仕組みは、民事訴訟法第 133 条の 3 の仕組みに代替するものと整理することが考えられる」と書いてあるので、これを仮に

甲案でこういうものを作るとすると、第 133 条の 3 は削除すると、そういう理解をしたのですが、その理解でよろしいかという確認というか質問です。先ほど話題になった調査嘱託とは違うものだという話ではあるのですが、現行の第 133 条の 3 の前提として実務上やられてきたものも、ちょっと普通の調査嘱託とは違うのかなという感じもしますので、削除するという趣旨かという質問をしたいと思います。

○法務省 最後のご質問の点については、削除するという前提で記載しています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。すみません、ここは引き続き検討するというのは中には入っていないので、甲か乙かは一応、研究会でどちらかがいいという話にすることもあり得るとい資料でしたか。

○法務省 明示的に資料の本文に提示して議論をするのが初めてですので、前回の議論を踏まえて複数案提示していますが、最終的にどちらか 1 つにするのか、それとも両方を併記するのかというのは本日の議論を踏まえて決めるのがよろしいのかなと考えています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。そうしたら、先ほどのような、即時抗告まで認めるのは重過ぎるのではないかという意見です。

○委員 乙案のほうでは、即時抗告をしてそれが認められれば、嘱託先から回答をしてもらった結果が覆滅されるということなのですが、そうするとわざわざ回答してくれた嘱託先の地位がやや不安定になって、制度全体の趣旨になじまないというような感想を持ちました。他方で、甲案で閲覧制限するということで、十分、本来の趣旨は全うできるという意味においては、甲案のほうがいいのかなと考えました。

○座長 ありがとうございます。

○委員 私も結論は甲案に賛成です。理由としては、乙案で不服の利益がどこにあるかということです。不服の事由について私の読んだ理解では、この(1)のア、イ、ウ、それから(2)の当事者間の衡平を図るために必要がある、このところが大きいと思います。ですが、裁判を受けないでよい利益までここでとりあげて、不服の利益を認めているのがいいのかどうか、そこまでの必要はないのではないかと考えています。もう 1 つの利益はプライバシー、当事者が誰であるか、どこに住んでいるかという点だと思いますが、それについては閲覧ができない規律をするということですので、そちらは満たされているということで甲案に賛成です。

もう 1 つ、乙案では、悪意のある人に時間稼ぎをされてしまうということがあると思います。やはり全体を見て甲案に賛成します。

○座長 ありがとうございます。裁判を受けなくてよい利益。

○委員 はい、特定されずに裁判の場所に出てこなくて済むということが、どこまで保護すべき利益なのかというところで、これはいろいろな考え方があると思いますが、そこまでの利益ではないのではないかと。出てきてきちんと、そこで自分が実体的な権利がないということ言えばよいのではないかとということです。

当事者の取違えのとき、ずっと当事者としては付き合わされることありますが、ここ

で自分がこの利益があるからというだけで裁判に出てこなくていいかというのは、少し不均衡であるという気がしています。

○座長 委員、お願いいたします。

○委員 私も甲案に賛成なのですが、訴訟係属前ということなので、例えばストーカーから逃げている被害者などという場合は、原告のほうに裁判所の助けでもって伝わってしまうというのは、あまりよろしくないということなので、この通知の内容にもよるのですが、秘匿決定の申立てをする契機となり得るとなっていて、こういうことができますよという通知であれば、その部分の保護としては大丈夫かなと。とりわけ、素人だったりする場合に、即時抗告までやれと言われても、何か大変かなという気がして、私はここは甲案でよいのではないかという意見です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 よろしいでしょうか。これは前の議論のときに私が発言したことも考慮いただいて乙案を書いていた部分もあるのかなという感じがしているのですが、その際、私が気になっていたのは債務者財産についての情報取得の制度に関して、債務者に情報取得の理由がないということで即時抗告をすることが一部の場所で認められているということで、預金債権の場合は認められていないのですが、不動産の場合は認められているということとの均衡を考えたときに、どうなのかということが気になっていました。そのことを踏まえて考えたときに、第3の1の規律の中で(1)と(2)とあるのですが、その後つらつら考えたのが、(1)については甲案で問題はないと思います。

これは被告そのものが特定をされていて、それに対して送達をするために必要なものなので、もし分からなければ、最終的には公示送達ということが考えられるのですが、調べたらきちんと住所などが分かったのに、公示送達で進めなければいけないというような規律は必ずしも合理的とは思えません。そこで問題となる被告側の不利益というものも、これも先ほど委員から示唆がありましたように、必ずしも想定できない。公示送達にとどめてほしいという利益というのは、どこまで保護に値するのかという点と疑わしいのではないかという感じがします。そうすると、そこで問題となるのは結局、その住所等を知られたくない、こういうところに集約されてくると思われまますので、それについては現在の規律ですと、秘匿決定を得る、こういう可能性がある。その機会を設けるということで対応することがよいかと、あえて即時抗告まで認める必要はないということかなと思います。

(2)のほうは若干躊躇を私自身はまだなお感じしているところで、これはもし分からなければ被告の特定ができないということですから、そもそも訴えが提起できない。この状況というのは、財産が分からなければ強制執行できないという状況と、場面が違いますがやや似たところがあると思われまます。そうすると、その債務者財産の取得の場合、あちらの規律が間違っているということなのかもしれないのですが、それとの均衡ということから考えて、この(2)の要件を満たすからこそ特定をして、裁判、訴訟手続を行い、それによって勝訴すれば権利行使をし、場合によっては更に強制執行も可能になるということなの

ですが、この要件を満たしていないとすれば、それはそもそも認められないのだとすると、この要件を充足しているのかについて、不服申立てなしという手続でいいのかどうかというところが、私自身は若干引っ掛かるところがあります。

だからといって現在のような形で、乙案というものを一般的な形で残すということは、これは甲案を支持されるご意見が大多数であるということを考えても、そうしていただくまでの必要はないと思いますので、案としては甲案でもいいのかもしれませんが、補足説明等でそういった関連する制度との関係で、特に(2)について若干その問題があり得るといふか、そういう意見もあるなど、そんなことを書いていただくと、その後の議論を妨げるのか、資するのか分かりませんが、私としては資することを期待しているのですが、つながるところがあるかなという感じがしています。以上です。

○座長 ありがとうございます。もともとそうですが、(1)の住所の話と(2)の被告自体の特定だとだいぶ状況が違い、不服申立てについても違いがあり得るといふご指摘かと思えます。別の委員が先ほど裁判を受けない利益とおっしゃったけれど、(1)のほうだと裁判は受けることになるので、(1)と(2)では、その意味でも違っているということだろうとは思っています。

○最高裁 よろしいでしょうか。各論的な話ではございますけれども、甲案のウについては、甲案のウに記載されている内容は、閲覧等制限の期間中であっても被告等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがないと認めるときは、申立てにより閲覧等を認めることが可能である旨を定めるということ想定していると理解しております。

例えば、原告が、被告等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがないということ証明して閲覧等を求めるということも考えられるところですが、どのように主張・立証していくのか、どのような場合に被告等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがないという事由が認められるのか、その具体的な運用イメージが必ずしも明らかではないように思われるところです。

原告には被告等に関する情報がないということが大前提だと思えますけれども、そのような被告等に関する情報がない原告としましては、例えば、事案の内容ですとか、あるいは支援措置が取られていないといったことを中心に主張・立証せざるを得ないように思われますが、こういった主張・立証をすることでこの要件を充足すると解するとすると、認容決定の通知から一定期間が経過するまで、一律に閲覧等制限をしていることとの関係が問題になるようにも思われるところです。

また、資料3ページの注5に、ウの閲覧などの申立てがあった場合には、その旨を被告に通知することにより、ウの閲覧等を許可する決定の前に被告等による秘匿決定の申立ての機会を確保することが考えられる旨が記載されておりますが、被告等はウの手続には関与していないということが大前提だと思えますので、ウの手続に関与しておらず、ウの決定がされる時期について知る術のない被告等に対して、そのような秘匿決定申立ての機会をどのように確保するのかということも問題になるように思われたところです。

そのため、この要件は、甲案のウの要件に関する具体的な運用イメージについて議論する必要があるのではないかと思われるため、発言させていただきました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○法務省 問題点のご指摘、ありがとうございます。今言ったようなご指摘も踏まえて、甲案について、イの期間の長さなどにもよるかもしれませんが、ウのような規律が必要なのかどうかということも含めて議論いただければと思います。

○委員 よろしいでしょうか。今の点に関連しまして、これもこの規律のイメージなのですけれども、(3)で書かれている調査結果の報告が記載されたものがあるというときに、その結果がどんなものなのかというのは様々あり得るのではないかと思うのです。期待どおりに得たい情報が得られたという場合と、そうでもないという場合と双方あり得て、結果として、1の(1)であれば住所等が分かって、被告と実際に、単なる公示とかではなくて、連絡が取れる状態になっているという前提を取ることができる場合と、そこまで至らない場合とがあると思われまます。また、(2)の場合も特定できるようになった場合と、何か出てきたのだけれども、まだ特定には足りていないとか、したがって連絡しようにもまだそこまでは分からないというような場合もあり得るような気がします。

それに応じて、実際被告にどういった形で秘匿決定の申立て等の機会を与えるかということも変わってくるような感じもします。分かってなければ与えようがないということがあるかと思しますので、その点を少し考慮した上で規律を考える必要があるのかという気がしたのですけれども、その点については、現時点で何かイメージとかお持ちであれば教えていただきたいと思ひます。そこはいかがでしょうか。

○法務省 現時点で、その辺りについて具体的なイメージを場合分けして持っているというところまで至っておりません。やはり、回答によって被告等と連絡が取れる程度の情報が集まる場合とそうでない場合の両方あると思ひますので、それぞれの場面について、どのような規律が相当かということについて、議論していただくと有り難いと思ひます。

○委員 よろしいでしょうか。十分に自分で整理できていなくて大変恐縮なのですが、この(3)の規律に関して、被告にもう連絡がきちんと取れるという状況を想定した場合には、イに加えてウの規律が必要なのかどうかというのは、先ほどご指摘があったように、イがどれぐらいの期間なのかということにもよるので、ウが不要になるということであればそれはそれなりなのですが、仮にウのような申立てによって短縮と言うか、早期に閲覧等を認めるという余地を認める場合について、これも全く思い付きであり整理できてないのですけれども、今ですと、ウの申立てに係る決定手続と、別途秘匿決定の申立てがされれば、その手続というのが双方考えられるということになって、それぞれ何か判断をするという形になるかと思ひます。

例えば、ウのような申立てがあったときに、被告側が対応できるという前提であれば秘匿決定の申立てがあったものとみなすということにして、秘匿決定の申立ての当否について判断をそこでしてしまうということ、そうすると、いずれにしても秘匿決定の申立て

がされれば、そちらのほうでどうなるかによって閲覧できるかどうか決まることになりま
す。それとまた別に、このウの申立てと、それに対する裁判というものを考えるというこ
とが屋上屋なのか何かよく分からないのですが、何か二重になっていて、そこも少し整理
することができないかどうかということを感じたところです。

他方、例えばそんな申立てを擬制したとしても、被告が実際には対応できないという場
面を想定しますと、結局、そうすると閲覧は認められることになるかもしれないのですが、
ただ、その場合は閲覧が認められても、それで被告が特定できないとか居場所が分からな
いということなのだとする、実害がないということなのかもしれません。それならそれ
も同じ規律でいいという考え方もあり得るのかもしれませんが、ということを感じて
持ちました。ほかのパターンもあるかもしれませんが、その辺りを整理する必要がある
のかなという気がいたします。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。資料 2 ページで、先ほど来の委員の発言にも重なって余
計にややこしくするのですけれども、注 4 がありまして、民訴法 133 条の 3 に代替となっ
ているのですが、133 条の 3 は、それだけで独自の意味があると思っています。つまりそ
こには、裁判所が、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかで
ある場合に決定をすることができるということが書かれております。今、委員がおっしゃ
ったように、申立てとみなすよりも、もっと簡単になっています。被告が DV の被害者の
ような場合には、支援措置がない場合でも明らかな場合があると思ひまして、今の明らか
である場合に関わる条文をなくす必要はなく、なおかつ、この新しい制度ができたときも
明らかである場合が残るので、より良いのではないかと思います。今の委員の話とはまた
別ですが、被告側の申立ての責任を少し免れさせるためには有益ではないかと思います。

○法務省 民訴法第 133 条の 3 を削るという整理をした理由としまして、現行法の民訴法
第 186 条の調査の嘱託が、解釈上、申立てが必要とだという解釈はあるかと思うのですが、
一応規定上は申立てによるということになっていない。これを借用して、訴訟係属前に裁
判所が調査嘱託を行うという現行の運用で、その中で明文の規定がないため、ある種解釈
運用上、送達先の調査や送達先の調査の嘱託をした場合に、裁判所が職権で秘匿決定を
という 133 条の 3 の手当てがされているところなのかなと理解していたのですが、それが今
回、このような制度の内容を明文的にし、そして、当事者の申立てにより開始する手続と
いうことを明記している中で、裁判所が職権で秘匿決定をするという規律を新しい制度の
下では設ける必要はないのではないかなという考えで整理したということです。

○委員 一定の期間が経過すると見れてしまうというわけですか、今の甲案は。そういう
ものではないのでしょうか。

○法務省 そうです。

○委員 そうすると、その期間が経過するまでに、被告のほうで秘匿の申立てをしなくて
はいけないと。

○法務省 そうですね。

○委員 そうなりますよね。その被告がわざわざ自分で申立てをしなくてはいけないということは、その被告の性質によっては困難な場合もあるかもしれないので、現行法で明らかであるとなっているのは残してもよいのではないかと、職権で決定をする場合を残してもよいのではないかと思いました。そういうことは成り立ちますでしょうか。

○法務省 そういうご意見もあり得ると思います。この職権というのを残さないという考え方もあるのではないかなということ提示しているところではあるのですが、職権での秘匿決定という規律を残すべきだというご意見もあり得ると思います。

○委員 よろしいでしょうか。すみません、度々。先ほど思い付きを申し上げて、言ったそばからすぐにあれなのですけれども。一律に秘匿決定の申立てを擬制してしまいますと、結局、ウの申立てがあると全ての案件で秘匿決定の確定を待たないと見られなくなるということになるので、それもまずかろうという感じもいたしました。そうすると、本当に対応できるのであれば、申立てするかしないかはその人に任せればいいので、擬制するまでもない。ただ、申立てが実際あった場合の処理について、このウの申立てに係る手続との調整を合理的に図ることがいいのではないかという感じがいたします。

対応できない場合というのがどういう場合なのかというのもいろいろあり得るかと思いますが、そういう場合に関して、職権でなのか、それとも申立てを擬制して何かするのか、その辺りについて考える余地というか必要というのは若干残るのかなという気がいたします。ちょっと整理ができてなくて恐縮ですが。

○委員 今の問題に関して申しますと、ちょっと前まで住んでいた所が調査などによって分かってしまったのだけれども、実はちょっとしたすれ違いのタイミングで引っ越していて、通知や送達の実質的には相手方に届いていない。しかし、直近まで住んでいた所が閲覧できるとわかってしまうというようなケースは一応考えられるかもしれません。そういう事例などを考えると、本当に大丈夫なのかなということが考えられるのではないかなという気がします、それがどのぐらいのレアケースなのかということに依存するかなというのが直前の話題との関係の感想です。

手を挙げておりましたのは、あまり乙案のほうは人気がないということでもよろしいのかもしれませんが、乙案について直感的にどうかなと思うところは、1回決定を送達して、即時抗告があったらというスタンスなのですけれども、即時抗告があってはじめて執行停止が掛かるということだと、当初の決定を送達するときに訴状も送達されてしまうのではないかという気がしました。そうなった場合に、遡って送達を無効にしたりするということを考えるのかどうかと言われると、ちょっとやり過ぎかなという気がしますし、得た情報を使わないものとするというのは若干違法収集証拠排除めいた感覚を持っておりまして、そこまでの事態なのと言われると、そこまで潔癖になるべき場面でもないのではないかという気がします。即時抗告に値するような手続保障が必要だという感覚は理解できたとしても、救済がこれというのは少し行き過ぎ、ないし十分に対応してないという

ことにならないのかなというのが懸念されるところで、乙案はそういうところが課題かなという気はしております。

他方で、以前の回でも申し上げたことがあるような気もするのですが、この人たちの手続保障ということ考えたときに、あちこちに素性を聞かれること自体が、やはり一番の問題なのではないかと。あちこちに素性を問い合わせるということをされないという利益が、一番最初にそれが保護に値するような気がしております。そういう観点では、もっと手前の所で何らかの手続保障を考えたほうが良いような気がしております。どういう事例を考えるか、想定するかということなのですが、ソーシャルアカウントとかメールアドレスみたいなものが捕まっていて、なので一応連絡は取れるが素性が分からないという人を考えるときには、その連絡先を使って手続保障をするという選択肢が多分あって、送達は無理かと思うのですが、なるべく相当と認める方法で通知をするというところに、そういったものを含めていくという可能性はあるような気がします。最初に相手方から、調査嘱託と言っていいかという問題もありますが、そういう調査の申立てがありましたよと、申立てがあった時点で通知をする、観念して素性を明らかにするなどすれば、あちこちに調査をされなくて済むというような意味での手続保障を図る余地があるような気がします。もちろんそういうコンタクトポイントが分かっているなければこういうことは無理なわけですが、分かっているならそういう方法を取るというのが1つの選択肢になるかと思いましたが、もしかするとインフォーマルにやるという手もあるのかもしれないので、必ずしも条文化するという話でもないのかもしれませんが、その方向を考えなくていいのかなということがあります。他方で、このやり方は、密行性が要求されるような事案、探されているということがばれてしまうと逃げられてしまうというタイプの事案を想定すると、先行してお知らせするとかえって逃げられてしまうということはあるのかもしれない。ただ、本当に行方不明という人もいますので、逃げ足が早い人をこの制度のプロトタイプとして想定して、密行的な手続というものを前提とするべきなのかについては、密行性が必要とされる場合には特別の措置を取るとは否定しないとしても、手続保障のやり方が当初からあるなら、いきなり手続保障を考えるというアプローチもあっておかしくないのかなという気がしております。

当初から手続保障をするというアイデアは、甲案との関係でも現在では想定されていない節があるようなので、それは1つのアイデアとしてあってもいいのではないかと。この場面で被告あるいは被告になるはずの人にとって一番保護に値するのは、私は普通に出て行ってあなたと戦いますので、あちこちに調査などしなくて結構なのに、あちこちに私の評判を下げるような調査をしてくれるなどという、そこに一番実質的な手続保障の違いがある場面があるのではないかと気がしております。そこを汲めないかというのが1つのコメントです。

質問としては、密行性への配慮ということを中心に現在の通知のタイミングは想定されているのでしょうかというのが、ご質問としてはそこになります。以上です。

○座長 最後はご質問でしたが、何か。

○法務省 資料を前提として、最終的に訴えを提起すれば、被告等に訴えを提起することが知られるわけですので、その前提となる、この新たな情報取得の手続を申し立てたということについては別途密行性に配慮が必要なのではないかと。密行性に配慮しないと申立ての目的を達成できないような対抗措置を取られるおそれがあるのではないかと、そういうご指摘なのかと思います。そこまでを明確に意識してこの案を作ったわけではありません。

○最高裁 よろしいですか。今の委員の前段のご発言のご趣旨を確認させていただきたいのですが、先ほど来、甲案のアの通知があったとしても、被告が対応できない場合にどうするかという問題提起をしていただいたと理解しているのですが、その中で委員としては、その被告が対応できない場合の例示として、通知が届かなかった場合というのをご指摘されていたと、そういう理解でよろしいですか。

○委員 そんなに自信を持って、ばっちり考えたというほどではないのですが。そういう場合、厳密には通知が通知として届いていないということかもしれませんけれども、若干、そういう行き違いがあつて、その場で厳密には通知がないのか、それとも通知はあったけれども了知はされていないというケースを想定できるのかということはあるかもしれません。通知がされたからには、相手方はそれを見ているということ、その場合だけを想定するのであれば、対応できないというのは準備期間が短くて対応できないというケースは想定されるけれども、本当に見ていたら、一定のタイミングでは何か必要ならば対応してくださいということをお願いしても、そこまでひどいことにはならないかなと思います。だから、対応できないケースとして、真面目に考えるべきケースとしては、やはり通知が何らかのことで実質的には伝わっていないというケースを考えるべきなのではないかということで、そういう場合があるのかどうかというのを考えたときに、正にそのタイミングで引っ越してしまいましたみたいなときぐらいかなと思って言ってみたという程度です。

○最高裁 ありがとうございます。通知のタイミングで引っ越して、通知先にいない場合には、恐らくこのアの通知がないことによる効果をどのように考えるのかという問題なのかなと思っていたところです。これは法務省へのご質問になりますが、この通知がない場合はどういう効果になるのでしょうか。

○法務省 通知ができない場合というのは、いろいろ想定されるかと思うのですが、まず、調査しても住所が明らかにならなかったということで、通知ができない。明らかにならなかった場合でも、公示送達をするという場合には、公示送達という手段で通知を含む送達が行われるということになり、その住所に宛てた通知ないし送達もできないし、公示送達もできないという場合にどうなるのかということ、それは被告が特定できないとか、送達ができないということで、補正命令のように訴状却下がされるという場面が想定されるのかなと思います。ということで、通知がされないまま事件が終わってしまうということも想定されて、その場合、効果はどうなるのかということ、通知しなければならないという規定で

はあるけれども、通知がされないまま訴状却下により事件が終わってしまうと。他方、訴訟係属がされる場面で通知がされないという事態は想定されないのかなど。そういう場面を想定して、資料を作っています。

この先はご質問を更に超えるところなのですが、そういう場面設定をしているところもあって、先ほど申し上げた、ウのように一定期間が経過するまでの間であっても、原告が閲覧などをしなければならない場面というのが果たしてあるのかというのは、疑問なところもあり得るかと思いつつ記載しているというところなんです。さらに、ウのような申立てがあった場合に、被告等が対応できない場合には、職権で被告のプライバシーを保護する必要があるのではないかという議論もあったのですが、その場面というのは、送達ができない、訴訟係属しないような事案になってくるかと思えますので、その中で裁判所は職権でプライバシーを保護するかということの判断をしてまで、このウの原告に訴訟係属しない事件で調査嘱託の回答で、しかも送達できないという事案において、返ってきた回答を見せるような手当てをする必要があるのかというところも議論する必要があるのかというのは考えたところです。

○委員 甲案を前提としたときに、通知は、これは到達主義になるのでしょうか。

○法務省 はい。

○委員 そのときに、今だと通知がきちんと届いたかどうかわかるという仕組みというのはあるのでしょうか。送達以外でやるときです。裁判所のほうがお詳しいのかもしれませんが。

○座長 通知だと難しいでしょうね。

○最高裁 特別送達というような場合で、送達報告書を作るような場合であれば、届いた届いてないということ自体が記録化されることになろうかと思いますが、従前、例えば、普通郵便で通知をする場合であれば、実際に届いているかどうかを記録化すること自体が難しいと思います。

○委員 そうなったときに、送達までしてははっきりと確認するのか、それとも通知でとどめておいて、ほかの仕組みを組むのかで、被告の地位が変わってくるように思いましたというのが1つです。

2つ目は感想だけになってしまうのですが、1回、調査をしました、それで空振りに戻ってきた記録を原告が見れるようにしないと、同じ手続で次の照会先を選ぶことができないのですが、旧住所すら知られたくないときもありますので、私の考えはないのですけれども、そのような問題があるのかなと思いました。

3番目は、通知をして、その後、訴状の送達は別途やるということになりますか。これはご確認です。

○法務省 基本的には通知をして、その後、別途訴状を送達するということだと思うのですが、公示送達をしなければいけないような場面においては、両方公示送達を行うということもあり得るのではないかなと思います。

○委員 通知が届いたけれども、特別送達ができない場合は、どういうことになるのですか。

○法務省 そもそも通知ができなかったと。

○委員 できなかったということですか。分かりました。それから、4番目に、先ほど、別の委員が通知がなされたときの対応ができないケースでご意見をおっしゃいましたけれども、DVの被害者のように精神的にまいっていたり、それから、そもそも支援措置を受けていて、それが裁判所にも明らかになっているような場合には、先ほどの意見の繰り返しですが、やはり対応できないケースというのは一定程度類型化できるのではないかと思います。その場合は、その被告の側の任意の申立てを待つよりも、後見的ですが、裁判所のほうで職権で閲覧の制限をしたほうがよいのではないかと考えております。

○座長 ありがとうございます。

○委員 何度も申し訳ありません。今、委員がおっしゃった職権で制限が掛けられるようにするということには全く反対ではありません。考え方としては、一定の期間内に対応するという考え方は理解はできるということは、そういう趣旨で申し上げています。しかし、弱者と言いますか、いろいろな方がいらっしゃいますので、そういう方にきめ細かく対応をすることがもし可能であれば、そういうふうにするということ自体は基本的にはいいことだろうと思っています。職権で制限をすとか、一定の期間というのを裁量で延長すとか、そういう仕掛けというのはいろいろあり得るかもしれません。それは十分検討に値するのではないかと考えております。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 よろしいでしょうか。先ほどの委員のご発言に関しての質問なのですが、知られないということだけではなくて、その前段階として、そもそも聞いて回られたり、要するに調査を受けないということに関する利益というものを観念し、それが十分に保護に値するものなのかどうかということところはちょっとよく分からない。調査をすることを禁じるというか、それを免れるということが保護に値するかどうかについて検討を要するのかなという感じがしますが、仮にそれが保護に値するとして、先ほどの想定されている何かコンタクトポイント、メールアドレスとかSNS上のアカウントがよく分かりませんが、そういうもので事実上は連絡が取れそうな手段があるというときに連絡をすとしたときに想定されている対応としては、調べられなくなければ自分から身の上を明かせと、どこに住んでますとか、そういうことを申告をすという機会を与えると。そういう趣旨の規律を考える必要があるのではないかとということなのです。

知られるよりも調べられることのほうが嫌だということがそれなりにあるという想定で、そういうニーズを受け止めるために、一旦知らせておいて自ら申告するチャンスを与えるということなのですかね。あるいは、そもそも認容決定に対して、またそうすると乙案とかの話になってしまうのですけれども、そもそも認容決定に対して不服申立ての道をそういう形で付与して、自ら申告するのではなくて、調査そのものをさせないようにすると。

そういうこともお考えになっているということなのか。先ほどのお話の中では、自分で申告するような機会を与えるというところに重点があったように聞こえたのですけれども、その点について教えていただきたいと思ったのですが。

○委員 よろしいでしょうか。調べられないことについて利益がないのであれば、調べられて知られてしまったことは、もうしょうがないのではないかという気もしなくもないです。なので、どちらかしか保護に値しないという話にはあまりならないのではないかと思っていたというのが私の感覚です。それがあまり共有されていないとしたら、ちょっと考えが至ってないのかもしれないので考えさせていただきたいと思います。

直接のご質問との関係では、正に委員が財産開示の話をしていて、あの場面などでも、一番そのようなことをする必要はないでしょうというときに一番有効なのは、私はちゃんとお金を払いますのでという姿勢を見せることではないかという気がしております。そのことによって要件を欠くことになるということがあり得て、なのでそういう意味では、要件を欠くという争いができるということ認めることによって、一番典型的に保護されるのは、そういう遵法精神、協力的な姿勢の発露が一番筋がいいケースではないかと思っております。

それ以外に、もう少し外在的な要件を欠くではないかということについて争わせるという利益が、およそ排除する意図を持って申し上げていたわけではないのですが、それがあるかと言われたら、実質的にある場合は少ないのではないかなと思いつつ、少ないのだったら排除するまでもなく、個別にあったら聞くだけは聞いてもいいのではないかというような気もしております。

そういう制度を設けるとすると、メインのところは、何らかの形で私が訴訟を受けて立ちますから、過去の勤務先や卒業した学校などに問合せすることはやめてくださいということが言えるということが、一番筋のいい争い方、筋のいい在り方ではないかなという気はしています。そこに限定しようという意図があったかと言われると、厳密にはなかったような気がします。しかし典型事例はそういうところにあるのではないかなという認識で申し上げていたのではないかと述懐いたします。

○委員 ありがとうございます。趣旨は了解いたしましたので、考えたいと思います。

○座長 コンタクトポイントだけ分かっている場合というのは、そこで連絡を取っても、本当に連絡が付いているかどうかというのは多分分からないでしょうけれども、それをやってみるということを想定するのですかね。ほかはいかがでしょうか。

○法務省 ちょっと議論していただきたい点がありまして、最終的に訴状が送達できなくて、訴訟係属しませんでしたというときに、調査の囑託で得た回答について、やはり原告には一定の要件の下でそれを閲覧できるような利益を認めるべきなのかどうかというところは、訴訟が係属してない、訴状の送達ができなかったという場合には、原告はこの回答の結果を見れなくても、それは仕方ないという考え方もあり得るのかという辺りはどうなのでしょう。私のほうで、どちらかの意見があるわけではないのですが、その辺りにつ

いてどう考えるかということも、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○座長 公示送達のできない場合ということですか。

○法務省 はい。

○座長 委員、何かあれば。

○委員 これは私、意見があるというわけではないのですが、そもそも現状、訴状却下になった事件というのも訴訟記録というのが作られていて、誰かしらは閲覧、場合によっては謄写ができるという構造が現に存在するのかどうかというのが議論の出発点になりそうな気がいたしまして、その点の情報提供がもしありましたら、そこから始めていただけると大変助かりますということです。

○最高裁 裁判所に対するご質問かと理解しておりますけれども、訴え提起がなされ、被告が特定されないなどの理由で訴状却下がされ、結果として訴訟係属がない事案におきましても、その過程で収集された記録・資料自体は訴訟記録ということになりますので、それ自体は一定の要件を満たせば閲覧・謄写の対象になると理解をしているところです。

○座長 とすると、閲覧をどうするかという問題が生じると。

○委員 今の民訴法 133 条の 3 に関しても、調査した結果、その場所にはいなかったという結果になった場合を考えていると思うのですが、その場合に、過去に住んでいた場所とか、例えば実家にいると思って調査したらいなかったといった場合、今住んでいる場所が示されていないければ、社会生活を営むのに著しい支障を生じるとまでは言えないのではないかと。過去に住んでいた場所であった場合に、その要件を満たすとは、通常は言えないのかなという気がしていたのですが、どうなのでしょう。

次に、言葉遣いについての質問ですが、甲案と乙案で、申立てを認容する決定というのは、結局、調査をすることを認める決定ということですか。実際に調査された後の話ではなくてということですよ。調査されない利益とかそういう話ではなくて、このア、イ、ウの要件を争わせる機会を別途、即時抗告等で認める必要があるのかという、乙案はそういう理解でよろしいでしょうか。

○法務省 乙案のほうですか。

○委員 そうです。その要件自体を独自で争わせるものか、と。

○法務省 乙案は、はい。

○委員 そうですね、分かりました。

○委員 今、委員がおっしゃった、過去に住んでいた所ということについては、DV の被害者で住民票を移す場合とか、いろいろとケースがあると思いますので、次の機会がありましたらその点をご報告したいと思います。

○座長 先ほどの法務省からのご質問の公示送達さえできない場合というのは、被告の特定自体ができない場合が中心ですか。特定はできるが公示送達はできないという場合もあるのですか。

○委員 今のご質問に関してですけれども、制度を作って、その結果、功を奏さなかった

ということを含めて、やはり、当事者には分かるようにするというのが筋ではないかとは思っているので、閲覧を制限するという理屈を立てるのが、どう立てたらいいかはなかなか難しいなというのが、ちょっと深く考えられていませんが、今の法務省のご質問について思ったことです。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今の委員のご発言で、その一方で、ためにする訴訟をなさる方もいらっしゃることも聞いておりますので、その点の配慮も必要なかと思えます。これは以前の秘匿の話とも重なりますが。

○座長 あるいは、先ほどから出ている、被告の側で対応ができない場合の扱いの一部ということにもなるのですかね。

○委員 何度も申し訳ありません。今の委員の言うことは極めてもっともかなと思うのですが、ためにする議論という節もありますが、一応調査できたのだけれども、あまりいいのが出てこなかったというときには、調べてみたらそれは違う人でしたみたいなケースが想定され得るかと思えます。そうすると、その違う人の情報が返ってきたというときを想定すると、それはどう扱うべきかという問題はより厄介になりそうだなというところですね。先ほどの委員のご心配などにも部分的には関わるかなという気もするので、確かに、ここは考えておく必要はあるかなと思えます。頻度としてたくさんあるような事態なのかと言われると、入口がそんなに広くなければ、全然関係ない人の個人情報みたいなものがバンバン返ってくるという事態はあまり想像できないということかもしれません。あだ口が広がってくると、そういうことも起こり得るのかもしれないというところで、ボリューム感によって心配の程度が違ってくるかなという気もいたしました。どうしようというアイデアはないまま申し上げていて申し訳ないのですが、そういう感想を持ちましたということです。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今、委員が言われたことに関連して、ちょっと思い出した事例を紹介します。Aさんという人がいて、この人の電話番号は分かっている。加えて住所も分かっていたのだけれども、その住所には住んでいないことが判明した。そこで、電話番号からその契約者の住所の照会を行った。そうしたら、明らかにAさんとは違うBさんという方の氏名と住所が当該電話番号の契約者であるとして回答が返ってきた。これは、当該電話番号の契約者であったAさんが、照会の時点では電話番号を変えてしまっていたということが明らかかなケースであり、その先を追い駆けていくということになりました。

このようなケースで、回答をもらったBさんの情報を教えるかどうかというのはかなり微妙な問題だと思っています。明らかにAさんの住所を知りたくて聞いているのに、全然違うBさんの情報が返ってきてしまったわけですから。被告が特定されていないわけではなく、何の誰々という氏名は分かっており、そういう意味では(1)に近いのだけれども、このように、違う人の情報が出てきてしまうケースというのは存在し、先ほど委員が言わ

れたみたいに、そういうケースでは、ちょっとその情報の扱いは問題かなと思いました。

○座長 ありがとうございます。なかなか難しいということかと思います。よろしければ一旦、休憩とさせていただきたいと思います。

(休憩)

○座長 それでは、再開させていただきます。実は、あと1か所だけ残っているということになります。資料5ページの「訴え提起後の当事者間における情報取得」における丙案の部分が残っております。適宜ご議論いただければと思います。

○委員 確認なのですが、丙案で勝訴の見込みがないとはいえないことについての疎明というのを要件として設定している理由についてご教示いただきたいのですが。

○法務省 丙案につきましては、従前の議論において、現行の文書提出命令のように証拠調べの必要性を前提としたものではないという中で、主張・立証を準備するために必要であるというこの要件と、証拠調べの必要性を前提とするという現行の文書提出命令との差を、要件を加重することによって正当化根拠を補充していくことができないか。そのために何が必要なかということについて、これまでも様々な議論がされてきたところですが、いろいろな考え方があって、更にアイデアを出していくことが必要ではないかという中で、加重していく要件として一定の事由ということとか、勝訴の見込みがないとはいえないことについての疎明というものを加重しているというところ です。

勝訴の見込みがないとはいえないことの疎明という要件を加える趣旨の1つとしては、証拠調べの必要性を前提としない準備の段階において、この新たな制度を濫用的に使用することを防ぐというのが1つあると思いますし、また、勝訴の見込みがないとはいえないということで、本番で勝訴する可能性ということについての要件を、どの水準にするのかという問題は残りますけれども、加重することによって相手方に文書を開示するという義務、負担を課すことを正当化する根拠になり得るのではないかということで、この要件を加えているというところ です。

○委員 分かりました。ということは、これは模索的証明とか探知的証明といわれるようなものを訴訟の準備段階である程度容認するということが、ほかの提案もそれを前提にしていると見られるのですが、そのために設定された特別な条件設定であるというように考えると、従前の議論とつながってくるのでしょうか。

○法務省 探索的証明を容認するという趣旨ではありません。

○委員 もちろん、正面から探知的証明を容認する趣旨であるということを経済省がおっしゃることは難しいとは思いますが、実質的にはこれは容認しているルールだと見る余地が残されているものであるという点では、従前の議論から言ったら、一歩も二歩も進んでおり非常に面白い考え方だと思うわけです。ただ、そうした場合に、やはり勝訴の見込みというのは、本当に要件設定として適切なのかなと感じます。というのも、この場合は一応、訴え提起がされているのですよね。ただ、訴状の請求原因事実としてきちんとしたことが書かれていることを期待できるのにそれができていないという場合もありえて、

そのような場合にはこのような制度を利用する資格はないのでしょうかけれども、当事者としてもそこが訴訟の初期段階で、情報収集が難しくて言いたいことをきちんと陳述できないから、こういった制度に頼らざるを得ないという場合があって、その場合にはこういった制度を利用する資格側面がたしかにあるとすると、勝訴の見込みというよりももうちょっと別な条件設定のほうがよりしっくりくるような、定見はありませんけれども、そのような気がするということだけ申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。勝訴の見込みに着目するのがいいかどうかという問題提起かと思えます。

○委員 私もなかなか面白そうな提案だなと思って伺っていて、かつ勝訴の見込みがないとはいえないことというのは、濫用的なものを除くという程度の意味かと思って、あまり深く考えていなかったのですが、今の委員のおっしゃることももっともな気はします。一応この提案を前提にするとして、だからこれは証拠申出ではなくて、あくまで訴え提起後に主張・立証準備のための制度を作るという思想の表れで、これ自体はこの研究会でもいろいろと議論をされていて、正に乙案とかもあるわけですが、それとは1つ別にあるとして、こういう案は維持するというのでいいのではないかと思っております。それ以上、これがすごくいいと言うかどうか、そこまでの判断はつきかねています。

ちょっと思ったのは、甲案で当事者照会の話についてのことが書いてあって、当事者照会については、訴え提起前にも同じような制度があるのですが、丙案を訴え提起後について作ったときには、きっと今度は訴え提起前にも何か似たような制度を作れというか、それ自体が民訴法132条の4の要件の緩和、先ほど別の委員もおっしゃっていましたが、要件の緩和といった話につながっていくのかなという、広がりのある問題ではないかと感じたので、そういう感想を申し上げます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 丙案のほうで文書の開示命令というところに踏み込んでいただいたことは評価できると思いますけれども、一方で、注1の一定の事由というものが、最初の説明でも、まだ具体的なものを示すに至っておらず、考え方を示すものだけだというご説明はあったものの、非常に重たいイメージをもっておりまして、①はともかく、②の「事件の請求の目的などに照らし、文書の開示を命じることが当事者間の衡平を図るために必要であり」という所ですが、こういう要件にすると非常に使い勝手が悪いのではないか。要は、この該当性が認められるような事件は、極めて限定的になるのではないかという危惧を覚えまして、もう少しそこは裁量のある表現にしたほうがいいのではないかという意見を申し上げます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 2点あります。弁護士会としては乙案を主張しているわけですがけれども、丙案に対してコメントです。丙案(1)の4行目に「命ずる」となっておりますが、先ほど直前の委員の発言に重複するところがございますけれども、これは命ずることができるというよ

うなことで、もう少し広がりを持たせたほうがよいのではないかと思います。一定の事由を広げることが前提ですが。

2点目は、甲案を取るという意味ではございませんが、甲案の「相当と認めるとき」という2行目の文言についてです。資料6ページの3全体の注の中では、「主張との関連性の程度、相手方の負担等を考慮し」となっています。この文言でよいかどうかは別ですが、このようなタイプの条文立てにさせていただけるといいのではないかと思います。弁護士会は乙案ですが、申し上げます。

○委員 この丙案ですけれども、甲案、乙案に加えて、更に別の考え方ということで、文書の開示を一定の場合には認める、その要件を更に検討していこうということですので、こういった案を1つ設けて、今後更に検討していくということは、基本的によろしいのではないかと感じました。

いろいろ議論の余地というか、すべき点はあって、勝訴の見込みがないとはいえないという要件とするのか、それとも、先ほど委員が示唆されたのは、もう少し不当な目的とか主観的な事情を考慮するという方向もあり得るといふことなのかなとも思うのですけれども、そういったものを考えるかということもありますし、また、今、注1で書かれている一定の事由の①は、基本的には文書提出義務がないような場合について認めるということは考えにくいかと思われまますので、そういう意味では①は前提にあるのかと思われまますけれども、②の点についてどう考えるか。一定の請求の内容とか、性格というものを考慮することがどういう意味を持つのかということが問題になるかと思われまして、その点はいろいろ考え方があり得るのかなと思います。

この丙案の考え方は、全体としては何か情報の偏在があるような場合において、主張・立証責任を負わない側の当事者にも、一定の協力義務を負わせるという考え方に親和的な規律であるような感じがしまして、そうしますと、議論的には従来、学説等で議論されてきた事案解明義務等の議論と、趣旨として共通する部分が少しあるのかなという気がしております。その観点からは、勝訴の見込みがないとはいえないということについて、従来ですと、一定の手掛かりを示すとか、そういったことが言われてきたところとの関係が問題になるかと思われまますし、それも両論あったかと思ひます。そういった問題とか、あるいは注1の②の要件に関して、むしろその事件の内容に照らして、その情報が偏在しているとか、相手方のほうで過大な負担なく、そういう文書を出せるとか、何かそういった請求の実体的な内容というのを、証拠の所在とか期待可能性など何かそういった側面に着目した要件設定ということも考え方としてはあり得るようなにも思われまます。その辺りについて、更に検討を進めていくということになるのかという感想を持ったところです。以上です。

○座長 ありがとうございます。①は220条4号は入っていないということですよ、今の案だと。だから、①が前提ということではないような。

○委員 そうですね。これは4号が抜けているのはどういうことだったのでしょうか。

○法務省 先ほどご説明したような、差を補うような加重する要件として、民訴法第 220 条の 1 号から 3 号までであれば、そのような事由が存在すること自体が文書の所持者に開示する義務を基礎付ける事情があるような事案であるといえるのではないかと。他方で、4 号は一般的に開示義務を認めた上で除外事由を定めるという考え方ですので、そのような違いがある中で、この提案としては 1 号から 3 号までの事由がある場合という、より強い根拠がある場合を挙げているという考えです。

○委員 すみません、ちょっとそこは誤解をしておりましたので、それであれば、先ほどの発言も当てはまらないと思います。ですので、そこも 1 号から 3 号まで限定する必要があるのかどうかということは両論あり得るところなのだろうと思います。

○委員 この案はいろいろブラッシュアップの余地がありそうな気が私もしていますが、こういうアイデアを研究会として示すというのは非常に有意義なことだと思っておりますので、アイデアとしてはこういう考え方も載っていることはよいことだろうと私も思っております。

その上で、注 1 がやはり 1 つのポイントになってくるのかなと思ひまして、そこで 220 条の 1 号から 3 号が仮に引っ張られてきているということについて、ネガティブな評価とポジティブな評価の両方申し上げたいと思います。一方では、1 号から 3 号というのは、その事由があるだけで、これは提出するのが当然なのだという、ある種のコンセンサスみたいなものを持ってこれるかということについて、これは伝統的には 1 号から 3 号は文書の支配権が挙証者のほうにもあるのだという理屈で正当化してきたところなので、支配権のある人が出せと言っているのだから出しなさいというのが通りやすいというのが伝統的にはあるのかなという気はするのです。ただ、4 号ができて以降の、特に 3 号の解釈論などは、かなりいい加減と言ったらあれなのですけれども、時代が下るにつれて、3 号がいろいろな要素を考慮したバランスを取るための道具に転化してきているような節もあるのかと思いますので、再び 1 号から 3 号に脚光を当てて、3 号の解釈論をこれからもう 1 回研ぎ澄ましていこうという方向に舵を切ることが我々を幸せにするのかというのは微妙なところがあるなというのが、これがネガティブのほうの発想です。

ポジティブのほうというのは、これは 1 号に引用文書というのがあるので、当事者照会がすごくよく機能すると、その照会事項に対して、あなたの言っていることは何で成り立たないかということがちゃんと理由付きで説明されて、なぜなら我々の所にはこういう記録がちゃんと残っていて、それに基づけば、あなたの言っているようなものは成り立たないのですということが当事者照会の回答として返ってくるので、当事者照会の回答の中にこういう文書があるのですという示唆があれば、それはある意味、引用文書みたいなものに近づいていくようなところがあるかと思ひまして、そう言うからには、では提出してくださいといったときに、除外事由みたいなものが明確に存在しなければ、一定の範囲でプロポーショナルリティ、不相当に過大にならないかというような発想は必要になるかなという気はするのですが、当事者照会的なやり取りの中で根拠を出させて、その根拠になった

情報というのは、一定の場合には早く見せなさいというように言えるという、それがうまく機能すれば、うまくいくイメージが一定程度はできるかなという気がします。

一方で、そういう役割を当事者照会に期待しましょうということになったら、過料を付けたところで、ますます当事者照会には誰も答えないというようになっていくのかもしれないので、そうなると、やや諸刃の剣的なところが出てきてしまうかもしれないということも思わないでもないのです。いろいろ申しましたが、丙案を、持ち出すというか、開示命令が持ち出されるまでの過程で、どういう文書があるのかという情報が何らかお互いにさらけ出すような段階とセットにすると、そこでお互いに所在が見えているようなものについては、除外事由を問えば出させるということには、それほど違和感はないというプラクティスにつながっていくポテンシャルはあるかなと思ったということで、もちろん現実これを運用していけるのかという話になってくると、またいろいろご意見はあろうかと思えますけれども、今日のところはそのような印象を持って読みました。以上です。

○座長 ありがとうございます。

○委員 1点だけ質問をさせていただきたいのですけれども、甲案でいった場合は、当事者照会に対して回答すべき義務を怠った相手側がある場合においてというように、当事者照会が前提なのですけれども、丙案の場合というのは、当事者照会の中に併せて文書の開示命令というものが入ってくるのか、あるいは当事者照会をまずやった上で、駄目だった場合に、この開示命令という話になるのかというのが、私がちゃんと読めていないのかもしれないけれども、よく分からなかったということです。

ただ、資料6ページの3全体の注を見ると、制裁までいかななくても釈明的にやらせるというのが入ってくるとなると、やはり当事者照会が先行しているのかなという感じがよく分からなくて、どういう意味で丙案になっているのかという点です。場合によっては、文書開示命令までいかななくても、後々このような命令があり得るのだということでもって、当事者照会になるべく応じましょうという前段階を置きたいということであれば、当事者照会が駄目だった後に開示命令という形でもいいのかなと思って、そのように最初は読んでいたのですけれども、何か丙案はダイレクトにこれに入るようにも見えてしまって、その辺を教えてください。

○法務省 ご質問ありがとうございます。丙案は結論から申し上げますと、当事者照会とは独立に文書開示の部分だけに規律を設けるという案を提示しては、そこがいろいろ違うところがありますが、乙案の弁護士委員のご提案のものについては、当事者照会を前提としているご提案だと思しますので、そこは違うところでもあります。

その上で、今、ご指摘があったような文書開示の制度があるのであれば、その前段階でも開示しようというようなインセンティブになるのではないかというお話があったかと思えますけれども、この資料で言うと、3全体の注に書いたような釈明の一種として、ここに書いたような手続を併せて設けるということがあるのではないかというのを併せてご提案しているところです。当事者照会又は当事者照会的な制度の提案の部分と、文書の開示

について規律する部分の提案というのは、恐らくいろいろな組合せがあって、丙案でも必ずこの組合せでなければいけないという趣旨で書いているわけでもないのですが、最後の所は少し分かりにくくて申し訳ないのですけれども、そういう趣旨で記載しております。

○委員 ということは、当事者照会と、当事者照会が駄目だったときには3全体の注で釈明というのはある意味セットになっていて、それとは別個に文書開示命令と、こういう仕組みだという話なのですね。

○法務省 そうです。

○委員 分かりました。

○座長 そのほかはいかがですか。丙案というものの自体が今のところかなりオープンな作りになっていると申しますか、そういう段階ですが、何かございますか。

○委員 では、ないようでしたら。

○座長 お願いします。

○委員 1つがご質問で、もう1つは意見です。1つ目は、丙案は文書の開示に限っていますが、もし、この筋が伸びていくとしたときに、検証物の関係というのは、入り得るようなご提案でしょうかというご質問です。

○法務省 ここで記載しておりますのは、文書の開示について提案しているところでして、こういった文書そのものの開示を制度として新たに新設するのかどうかについて議論がある中で、まず文書について記載したというところですが、では、こういう制度を設けるのは相当であるというような議論に発展していった場合に、検証物についても併せて同様の規律を設ける必要があるといった議論が更にされる可能性を否定するものではございません。

○委員 ありがとうございます。もう1つは意見です。丙案に言及するのは難しいのですが、乙案では秘密保持義務が全体にかかりまして、それを後になって解除するという仕組みを提案しております。丙案においても、同じように秘密に関する何がしかの規律が入ったほうが良いというように思われなくもありませんが、その可能性も否定されるものではないとお伺いしてよろしいでしょうか。

○法務省 丙案におきましては、文書の開示の仕組みというのと、秘密保持については別途、秘密保持のほうの規律で規律するというので、この文書の開示の仕組みの中に秘密保持の仕組みを併せて規律することが必要であるというような考え方には立っていないということです。

○委員 前半に第8がありましたので、そこで申し上げたほうがよかったのかもしれませんが、資料9ページで秘密情報について記載があります。「既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に」あるいは「既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠」となっています、それ自体に対しての秘密保護というのは、この第8という意味では、今まであまり議論がなされていなかったと思ひましてご質問をした次第です。今日すぐということではないと思ひますけれども、その点も考えていただければと思ひます。

○座長 問題点のご指摘を頂いたかと思えます。そのほかはいかがですか。

○委員 先ほど別の委員が言われたことに関して教えていただきたいのですが、引用文書について言及をされていたのですけれども、そこで言われたのは、当事者照会の回答の中で、自分が保持している、所持している文書を積極的に援用するような形での何らか主張というか、回答されているというような場合には、そこで当該文書が引用文書に該当し、丙案の注1の規律だと、それで認められるというような流れが想定できるということであって、例えば当事者照会で本件に関係するこういう文書を持っているのかとか、あるいはどのような文書を持っているかというような照会がされて、それに対して、こういう文書があるけれども、こういう文書はないとか、そういった回答をされたときに、その回答そのものが特定の文書を引用したということで引用文書になって、この開示の対象につながっていくというところまでは想定されていないという理解でよろしいのでしょうか。従来の引用文書の解釈論との関係というのが出てくるので、先ほど法律関係文書とかの解釈にまた跳ね返ってくるのか、どうなのかというお話があったのですけれども、引用文書について言及された趣旨についてお伺いしたくなったのですけれども。

○委員 よろしいでしょうか。私が弁明をするのがいいことなのかよく分からないのですけれども、申し上げた趣旨は法務省が最初におっしゃられた辺りで、現状の当事者照会がそのように機能する仕掛けになっているかとか、今後もそのような機能をしていく見通し、見込みがあるのかということは一且脇に置きつつ、理由付き否認に似た文化のようなものが当事者照会にも及んでくるというようなシナリオに基づいて考えると、そのように照会への回答のような形でも何らかの根拠というものを述べていくという習慣ができていくと、これは引用文書の一種、あるいはそれに類するものですよという評価が可能になる場合があるかなというように申し上げたということです。

単純に、こういう文書がありますかという照会に、ありますとか、ありませんと答えたというものを引用文書と呼ぼうというつもりは私にはありませんでした。その意味で、申し上げていることが現在の引用文書の考え方の素直な延長線上にあるかどうかについては、やや勇み足のところがあったかもしれません。ただ、当事者照会で確認できる、存在することだけは明らかになったというものをどう扱うかというのは問題になり得るだろうと認識しております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。当事者照会に対する回答で、そういうのが出てくるということになるのかが、何かいま私にはよく分からないというか、もちろん答弁書とか準備書面で否認などをするとき、こういう文書もあってとかということは期待もされるというところがあるのかなという気もしますけれども、当事者照会は普通は誠実に答えるにしても、必要最小限の聞かれたことを答えるということなのかなという感じもしましたが、ご趣旨は了解いたしました。ありがとうございます。

○座長 委員が先ほど少しおっしゃったように、何をもって引用というのかというのは現行法でも問題であり、ここで制度を作れば、ちょっと違った形で問題になる。そのほかは

いかがですか。

先ほども申し上げたように、これはこれでまだまだ検討を要する話だと思いますけれども、今日のところはひとまずというところでしょうか。

それでは、本日の内容的な議論は、ここまでとさせていただきます。本日も誠にありがとうございました。